

※届出受理番号	
※届出受理年月日	年 月 日

特別の法人無料職業紹介事業届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

〇〇事業協同組合

届出者 代表理事 広島 次郎

職業安定法第33条の3第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1名 (ふりがな) 称	まるまるじぎょうきょうどうくみあい 〇〇事業協同組合	
2所 (ふりがな) 在 地	〒 7 3 0 - 0 0 1 3	電話 082 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	ひろしまけんひろしましなかくはっちょうぼり 広島県広島市中区八丁堀〇-〇	

「履歴事項全部証明書(登記簿謄本)」
のとおりに入記してください。

3その役員の名、役名及び住所

氏名(ふりがな)	役名	住 所
代表者 ひろしま じろう 広島 次郎	代表理事	〒(〇〇〇-〇〇〇〇) 広島県広島市中区〇-〇〇-〇 (082) 000 - 0000
おのみち うめ 尾道 ウメ	理事	〒(〇〇〇-〇〇〇〇) 広島県尾道市栗原西〇-〇〇-〇 (居所: 広島県福山市△△△町3-4-5) (082) 000 - 0000
		〒()
		〒()
		〒()
		〒()
		〒()

住所と居所が異なる場合、()内に居
所を記入してください。

4職業紹介事業を行う事業所に関する事項

事業所	
名 称	所 在 地
〇〇事業協同組合 無料職業紹介所	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀〇-〇 △△ビル4階 TEL (000) 000-0000
職業紹介責任者氏名等	
氏 名	担 当 者 職 ・ 氏 名 ・ 電 話 番 号
大竹 いちろう	総務係長: 〇〇 〇朗 (082)〇〇〇-〇〇〇〇
	※

様式第1号の2(第2面)

5 事業開始予定年月日	年 月 日
6 構成員の範囲等	<p>求人者は、組員（平成〇〇年〇〇月〇〇日現在 〇〇社）</p> <p>求職者は、出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人とする。</p>
7 取次機関	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>業務提携の締結を行った送り出し国の取次機関を記入してください。</p> </div>
イ 名 称 <small>（ふりがな）</small>	
ロ 住 所 <small>（ふりがな）</small>	
ハ 事業内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>取次機関の許可証にある事業内容を記入してください。</p> </div>
8 備 考	

届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の判断書が添付されていることを誓約します。また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

お問合せ先：
 広島労働局 需給調整事業課 TEL (082) 511-1066

~~有料職業紹介事業計画書~~
~~無料職業紹介事業計画書~~
特別の法人無料職業紹介事業計画書

1 許可・届出番号

届出番号は空けておいてください。

2 事業所名

〇〇事業協同組合 無料職業紹介所

3 職業紹介計画 (年間) (国内)

① 区 分	② 有効求職者見込数
	人

職業紹介計画 (年間) (国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載)

③ 区 分	④相手国名	⑤有効求職者見込数 (人)
出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介	中華人民共和国	40人

4 職業紹介の業務に従事する者の数

3 人

5 資産等の状況

		価 格	摘 要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	その他		
	計		
負 債	計		

お問合せ先：

広島労働局 需給調整事業課 TEL (082) 511-1066

~~右 料 無 料~~
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~
~~有 料 ・ 無 料 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 圍 等 届 出 書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

提出年月日を記入

① 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

厚生労働大臣 殿

1. から 6. 及び、 8. を抹消
 7. を一部抹消

(ふりがな)

きょうどうくみあい ひろしまろうどうきょく

②申請・届出者 氏 名 協同組合 広島労働局

だいひょうりじ ひろしま じろう
代表理事 広島 次郎

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- 7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
- ~~8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

③許可・届出番号	
④氏名又は名称 (ふりがな)	きょうどうくみあい ひろしまろうどうきょく 協同組合 広島労働局
⑤所在地 (ふりがな)	〒 7 3 0 - 0 0 1 3 電話 0 8 2 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	ひろしまけんひろしましなかくはっちょうぼり・・・ 広島県広島市中区八丁堀〇-〇
⑥事業所	(ふりがな) 名称 きょうどうくみあい ひろしまろうどうきょく むりようしょくぎょうしょうかいしょ 協同組合 広島労働局 無料職業紹介所
	(ふりがな) 所在地 ひろしまけんひろしましなかくはっちょうぼり・・・ 広島県広島市中区八丁堀〇-〇 △△ビル4階

様式6号(第2面)

⑦変更事項		
⑧変更前		
⑨変更後		
⑩取扱職種の範囲等	国内・中華人民共和国 全職種 出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介であり、求人者は組合の組合員に限定する。	
⑪変更(廃止)年月日		
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
⑬変更(廃止)理由 再交付理由		
⑭備考	担当者：総務係長 ○○ ○朗 TEL (082) 000-0000	

~~届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

~~また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

お問合せ先：

広島労働局 需給調整事業課 TEL (082) 511-1066

取次機関に関する申告書

提出日を記入してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) ひろしまけんひろしましなかくほっちょうぼり
住所 広島県広島市中区八丁堀5-7

(ふりがな) きょうどうくみあい ひろしまろうどうきょく
①申請者氏名 協同組合 広島労働局
だいひょうりじ ひろしま じろう
代表理事 広島 次郎

下記の事務所に係る取次機関については、以下の要件を満たしていることを申告します。

1. 当該国において事業を合法的に実施することが認められていること。
2. 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けていないこと。

記

事業所の名称	協同組合 広島労働局 無料職業紹介所
所在地	広島県広島市中区八丁堀〇-〇 △△ビル4F
取次機関の名称	中国国際〇〇△△合作有限公司
住所	中国遼寧省大連市〇〇区〇〇-〇〇号-〇〇
事業内容	海外人材派遣

ビル名・階数まで記入してください

業務提携の締結を行った
送り出し国の取次機関を
記入してください。
名称・住所は許可証(ライ
センス)の日本語訳の通り
に記入してください。

取次機関の許可証にある事業内容を
記入してください。